

---

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第16、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第39号は専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（渡辺文彦君） 1番の軽減判定基準の拡充ってことでもって、対象の増減を確認したいです。

2番目の、当分の間、特例として保険料の軽減措置というのがあるんだけど、これを2年間するわけですね。これによって町民は何かメリットを得るのかどうか、その辺を確認したいんですけど・・・、今の方が良かったのか、今後の方がいいのか、その辺がよく分からないんだけどね。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 2点ほどご質問があったかと思います。1点目は軽減判定の基準額の見直しの関係で・・・その関係の影響ということかと思いますが、まず、こちらにつきましては世帯でいきますと・・・、4月16日現在の数値で試算をしたところ、2割軽減の方につきましては、世帯としては増減はございません。ただ金額として2割軽減の方については4000円ほど今までより国保税が減少するというような形になっております。

それから5割軽減の方につきましては、今回の改正によりまして4世帯ほど増の見込みでございます。これに伴って国保税額の減少額の方は12万円というような形になっております。

それから2点目の関係で、（2）の方の旧被扶養者の均等割・平等割の減免期間の見直しの関係でございます。これはたしかに今まで当分の間ということだったものですから、そちらに該当する方については、今回改正しないでそのままいた方がメリットはあるわけですが、ただ今回の改正といいますのは、後期高齢者医療制度と連動しておりまして、

今年度から後期高齢者医療制度の方では、制度を持続可能なものにしようということで、世代内の中での税負担を公平にしようということで、今回の改正と同じものが後期高齢者医療制度の方でも導入をされました。

それに合わせた形で、今まで国保税の方でも当分の間ということで、これも特例扱いだったんですけども、国保制度についても持続可能な制度にしていこうよということで、今回、期間が見直されたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようですから、これで質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

（午前 1 1 時 0 5 分）